

# 式場改修工事（床面等）事業説明書

## 第1章 事業説明

- 1 発注者 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
- 2 住 所 千葉県佐倉市大蛇町790番地4 さくら斎場
- 3 施 設 火葬場（葬儀式場を有する公営の火葬場）
- 4 工 事 名 式場改修工事（床面等）
- 5 履行期間 契約日から令和4年3月31日まで
- 6 工事仕様 本事業説明書及び別紙、「特記仕様書・図面」、「設計書」による。

### 7 工事の概要

#### (1) 工事計画

工事は、令和3年度から3カ年をかけ工事を実施することで完結するよう計画されたものであり、今回は、その第1期目の工事となる。

工事業者は、その年度毎に入札により選定する。

令和3年度 第1期 … 式場改修工事（床面等） ☞ 『今回の工事』

(下記参考)

令和4年度 第2期 … 式場改修工事（壁・天井等）

令和5年度 第3期 … 式場改修工事（遺族控室等）

#### (2) 式場改修工事（床面等）の概要

本工事は、火葬場施設の一部である葬儀式場（以下「式場」という。）の床面と屋外に接する鋼製建具等の改修を行うものである。

火葬場施設は、工事期間中においても運営を行う。式場は、第1式場と第2式場とで2つあり、工事は各式場毎に行い、工事期間中においても1つの式場は運営を行う。

このため、工事は、休場となる時間帯（夜間含む。）での作業が中心となる。

また、履行期間や式場の閉鎖期間が限られる等、工程による条件（制約）があるため、計画的な工事の実施が求められる。

#### ① 式場床面等の改修 ※第1式場及び第2式場（上下階）

ア 床の改修（樹脂補強フローリングから単層塩ビ床タイルへの張替）

- ・既設フローリング、祭壇ステージ（鋼製下地・木下地等）の撤去
- ・セメント系セルフレベルングによる下地調整
- ・単層塩ビ床タイルへの張替、ワックス仕上げ

イ 祭壇ステージの撤去に伴う壁の改修・塗装

ウ 舞台幕（カーテン）・カーテンレールの更新

エ LED照明及びコンセント・スイッチ類の移設、マイクコンセントの撤去 など

#### ② 鋼製建具の改修（カバー工法） 8カ所

## 第2章 特記事項

### 1 施設の説明

- (1) 当斎場は、葬儀式場を有する公営の火葬場であり、式場の利用者の宿泊もできる施設である。工事期間中においても施設運営を行う。
- (2) 施設の休場日は、友引日であるが、友引日においても通夜式が行われるので、完全なる休場日はない。  
なお、休場となる時間帯は、友引日の前日17:00から翌友引日14:30までである。
- (3) 式場は、第1式場と第2式場と2つの式場があり、上下階となる。  
工事は、各式場毎に行い、工事期間中においても、どちらか1つの式場は運営し、葬儀（通夜式・告別式）を行う。

### 2 工程による条件（制約）

- (1) 工事の実施は、令和4年2月から3月まで（2か月間）とし、式場の閉鎖期間は、第1式場、第2式場とも各1か月とする。この間に、工事、検査等のすべてが完了しなければならない。
- (2) 騒音や振動が出る工事、搬出入等、施設の運営に支障があるものは、休場となる時間帯に行うこと。  
休場時間は、友引日の前日17:00から翌友引日14:30までである。（ただし、施設の運営に支障がない場合にあつては、17:00までの作業を可能とする。）  
※休場時間は、夜間の作業が可能である。
- (3) 騒音や振動が出ない工事で施設の運営に支障がないものであれば、休場時間以外の作業も可能とする。原則、8:30から17:00まで  
※ただし、式場で告別式が行われる時間帯は、原則、工事を中断すること。

（告別式の時間帯・中断時間）

第一式場 告別式 通常10:00～11:00（概ね1時間程度）

第二式場 告別式 通常10:30～11:30（概ね1時間程度）

※開式の10分前には、中断すること。

- (4) 鋼製建具の改修についても、上記、(2)、(3)に準ずるものとする。  
ただし、施設の運営に支障がないものであれば、この限りではない。

### 3 床材（単層ビニル床タイル）について

- ① 式場は、台車による重量物の搬出入が頻繁にあるため、割れにくく、耐摩耗性・耐動荷重性に優れ、摩耗しても柄の擦り切れが無い製品とする。
- ② 式場のデザイン、雰囲気に沿うものとする。
- ③ ワックスがけを必須とする。ワックスは、床メーカーが推奨する品以上のものとし、耐ヒールマーク性、耐スクラッチ性に優れ、傷に強いものとする。

選定品

単層ビニル床タイル TT JIS認証品  
田島ルーフィング㈱ モノシュタイン TH-1106

性能：防汚、超重歩行

JISマーク、グリーン購入法適合品マーク  
長寿命化商品、VOC対策品

左記、同等以上とし発注者の承認を要する。

## 第3章 一般事項

### 1 基本事項

- (1) 受注者は、工事が完成し、引渡し完了まで工事対象物の保管責任を負うものとする。
- (2) 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
- (3) 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付け、清掃し、整然とした状態にすること。
- (4) 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧等は受注者の負担で行うものとする。
- (5) 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について、現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。
- (6) 工事施工によって、既設の建築物・その他に損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原形に復旧すること。

### 2 工事に付帯するもの

設計図書に記載がないものであっても、本工事を完成させるために本工事に付帯して当然必要な軽微な工事・作業・機器・材料等並びに保安及び法規上必要なものは、すべて受注者の負担とする。また、軽微な変更についても同様とし、受注者の負担とする。

### 3 工事の承諾

- (1) 受注者は、監督員との打ち合わせ、設計図書の把握、現場調査・実測を行った上で、施工計画書、施工図（承諾図書）を作成し、発注者の承諾を得るものとする。
- (2) 設計図書との間に相違がある場合又は図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、受注者は発注者に確認し、指示を受けなければならない。
- (3) その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

### 4 工程の管理

受注者は、工事着手から完成に至る工事全般の手順と日程の計画を表した工程表を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

受注者は、工程表に基づき、工事の適正な進捗を管理しなければならない。

なお、工程表に変更の必要が生じた場合は、監督員に報告すること。

- ① 主要な施工図（承諾図）、施工計画書の提出・承認の日
- ② 本工事の工程
- ③ 引き渡し、検査日
- ④ 完成図書の提出日
- ⑤ その他、重要事項、監督員より指示された事項

### 5 施工計画

受注者は、工事を完成させるために必要な工程管理・施工管理等を具体的に定めた施工計画書を発注者に提出し、本書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。

施工計画書は、工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の編成と運用、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく発注者への対応等について、本工事の固有の条件に適應した具体的な方策を定めたものとする。

施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。



参考：既設写真

(第1式場) ※第2式場は、第1式場と同じ大きさ(レイアウト)



斎場



斎場前室



祭壇ステージ



斎場倉庫



祭壇ステージ



スライド畳 (下地)



スライド畳 (下地)



祭壇ステージ下 (段差)



祭壇ステージ下 (下地)

参考（鋼製建具）



SD-4 斎場通路（1階）



SD-4 斎場通路（2階）



SD-5-1F 斎場倉庫（1階）



SD-5-2F 斎場倉庫（2階）



SD-6 ゴミ置き場  
【扉×2】



左：SD-3 ポンプ室

右：SD-1A ガスガバナー室